

福岡都市圏南部環境事業組合職員の職の設置に関する規則

〔平成18年5月1日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 職員の職の設置については、法令及び他の規定に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、組合の事務局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

(職員の職)

第3条 事務局に職員の職として次の職を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 課長
- (3) 係長
- (4) 主査
- (5) 主任主事
- (6) 主事

(職務)

第4条 前条の職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課の分掌事務を掌理する。
- (3) 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を掌理する。
- (4) 主査は、上司の命を受け、係長を補佐し、当該係の事務を処理する。
- (5) 主任主事は、上司の命に従い、複雑な事務に従事する。
- (6) 主事は、上司の命に従い、事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。